

小規模多機能居宅介護アットホーム仁愛

運 営 規 程

(目的)

- 第1条 この規定は、株式会社仁愛ケアサービスが設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所アットホーム仁愛（以下「仁愛」といいます。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

- 第2条 要介護者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現出来るよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができること、また、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることとします。

(運営規定)

- 第3条 仁愛で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送れるようサービスを提供します。
- 2 仁愛で提供するサービスは、介護保険法に係る厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
 - 3 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。
 - 4 仁愛の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う地域等との交流を図っていきます。
 - 5 仁愛のサービス提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
 - 6 仁愛では、居宅サービス事業者や他の保健医療サービス又は福祉サービス機関との連携を図り、サービスを提供します。
 - 7 仁愛のサービス提供に当たっては、利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。但し、利用者または他の利用者等の生

8 仁愛のサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、サービス提供について、わかりやすく説明を行います。

9 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画

第4条 事業所の名称は次の通りとします。

小規模多機能型居宅介護事業所アットホーム仁愛

第5条 福井県福井市乾徳4丁目4番10号

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとします。

- 2 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員管理及び業務の管理を一元的に行うものとします。
- 3 介護支援専門員 1 名
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」といいます。）の作成に取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。
- 4 看護職員 常勤 1 名
利用者の健康状態の把握を的確に行うことにより、利用者に対し適切な介助を行います。
- 5 介護職員 8 名以上
仁愛のサービス提供に当っては利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介助を行います。また、宿泊に対し 1 名以上の夜勤職員を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直者を配置するか携帯電話等で対応します。

第7条 アットホーム仁愛の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

2 営業日 3 6 5 日（年中無休）

3 営業時間 通いサービス 6 時～ 2 1 時
宿泊サービス 2 1 時～ 6 時

訪問サービス 24時間

緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

(利用定員)

第8条 アットホーム仁愛における登録定員は29名とします。

2 1日に通いサービスを提供する定員は18名とします。

3 1日に宿泊サービスを提供する定員は9名とします。

(提供するサービスの内容)

第9条 アットホーム仁愛の提供するサービスの内容は次の通りとします。

2 通いサービス

アットホーム仁愛のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助を提供します。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

② 健康チェック

血圧測定等の利用者の身体状態の把握を行います。

③ 生活リハビリ（機能回復訓練）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持するための生活リハビリ及び利用者の心身の活性化を図るための必要な援助を行います。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

④ 食事支援

⑤ 入浴支援

⑥ 排泄支援

⑦ 送迎支援

利用者の希望による、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。

3 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要なサービスを行います。

4 宿泊サービス

仁愛に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。

5 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

(居宅介護計画)

- 第10条 仁愛のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を十分に把握し、個別に居宅介護計画を作成します。
- 2 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるように努めます。
 - 3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目的を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。
 - 4 居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
 - 5 居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画書を利用者に交付します。なお、交付した居宅介護計画書は5年間保存します。
 - 6 利用者に対し、居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。
 - 7 居宅介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

(利用料等)

- 第11条 提供する仁愛の利用は、介護報酬の告示上、法定代理受領分はその基準額に利用者の介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とし、介護報酬のうち法定代理受領分以外は（介護保険負担割合証に表示された1割～3割）介護報酬の告示上の額とします。
- ただし、次に上げる項目について、別に利用料金の支払いを受けます。
- ① 宿泊は1泊につき1,900円をご請求します。
 - ② 食費は、利用した食事に対して朝食500円、昼食（おやつ含む）660円、夕食610円をご請求します。
 - ③ おむつ代は実費請求をご請求します。
 - ④ 全各号に上げるもののほか、仁愛で提供されているサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費をご請求します。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を確認します。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。

(通常の事業の実施)

第12条 通常の事業の実施区域は次の通りとします。

日新地区・東安居地区・湊地区・安居地区・清水北地区・清水東地区・清水南地区・清水西地区・一光地区・殿下地区・社北地区・社西地区・豊地区・足羽地区・日之出地区・明新地区・西藤島地区・春山地区・松本地区・宝永地区・順化地区・旭地区

(サービスの提供記録の記載)

第13条 仁愛のサービスを提供した際には、その提供日数及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者はサービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施以外にある時は、送迎に関する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地点を超える地点からの距離に応じた実費を頂きます。
- (2) 気分が悪い、体調がすぐれない等の場合やその他気になることがある場合は、職員へ申し出る事。
- (3) 身体状況等によりサービスの利用に適さないと判断される場合には、当該利用者の家族または主治医等に連絡のうえ、サービスの提供を中止するなどの必要な措置を取る場合があります。

(個人情報の保護)

第16条 利用者の個人情報を含む小規模多機能居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。

(秘密保持)

第17条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する為、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第18条 提供した仁愛のサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

2 提供した仁愛のサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合

には、当該苦情の内容等を記録します。

- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- 4 提供した仁愛のサービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じます。利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行います。
- 5 提供した仁愛のサービスに係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から前号の指導または助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従い必要な改善を行います。

(事故発生時の対応)

- 第 19 条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市・家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとします。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
 - 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(衛生管理)

- 第 20 条 仁愛のサービスの提供の際に使用する施設、食器その他備品について、感染症予防のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

(緊急時の対応)

- 第 21 条 仁愛のサービスの提供中に、利用者に病状の急変その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

- 第 22 条 仁愛のサービス提供中に天災やその他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執り行います。
- 2 非常災害に備え、年 2 回以上避難訓練を行います。

(運営推進会議)

- 第 2 3 条 仁愛が地域に密着し開かれたものにするために、運営推進会議を開催します。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とします。
 - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び仁愛についての知見を有する者とします。
 - 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公開します。

(記録の整備)

- 第 2 4 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- 2 利用者に対する仁愛のサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結日から 5 年間保存します。
 - 一 居宅サービス計画
 - 二 小規模多機能型居宅介護計画
 - 三 次項において準用する第 3 条の 18 第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 第 7 3 条第六号に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 五 次条において準用する第 3 条の 26 に規定する市町村への通知に係る記録
 - 六 次条において準用する第 3 条の 36 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - 七 次条において準用する第 3 条の 38 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 八 第 8 5 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(暴力団排除)

- 第 2 5 条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に避難される関係を有する者であってはならない。
- 2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(虐待防止のための措置)

- 第 2 6 条 当事業所内に携帯電話による 24 時間対応による常設の窓口を設置し、利用者か

らの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者： 管理者 TEL0776-97-8011

2 当事業所は、虐待防止委員会を設置(身体拘束・虐待防止委員会で設置済み)し、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。

また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的を実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種(事務や調理員、運転手等)の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート(短時間労働)の従事者へも特性を理解してもらえよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。その他、苦情解決体制を整備し、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第27条 身体拘束は原則禁止とする。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。また身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束および虐待防止の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第28条 職員の質の向上を図るため、次の通り研修機会を設けます。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときには、これを提示します。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。
- 4 仁愛のサービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所の紹介その他の必要な措置を講じます。

- 6 仁愛ケアサービスは、仁愛のサービス（小規模多機能型居宅介護）の提供をけている利用者が正当な理由なしに仁愛のサービス（小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知します。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

附 則

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する

平成26年 4月 1日改定する

平成26年10月 1日改定する

平成28年 4月 1日改定する

平成28年 7月 1日改正する

平成30年 7月31日改正する

平成30年11月 1日改定する

平成31年 1月 1日改定する

令和 4年 6月 1日改定する

令和 6年 4月 1日改定する